

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

総理入り質疑の後なんですが、定足数が足りていないと思うんですが、確認していただけますでしょうか。

○富岡委員長 着席してください。席に着いてください。今ちようどかな。

はい、定数が足りました。どうぞ。

○尾辻委員 ちよつと、私の時間が大分これで使われてしまつて残念でございますけれども、きょう、修正案も出て、やるということですから、最後までしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思います。

では、質疑の方に参加したいと思いますので、よろしくお願ひします。

おとつ、私がお聞かせいただいた質問の続きをさせていただきたいと思うんですが、市町村の虐待対応窓口職員の常勤、非常勤の割合について

聞いたところであります。そこで返つてきたお答えが、常勤が七三・九、非常勤が二六・一ということでありました。

さらに、この答弁のもとになった状況調査を見させていただきましたところ、政令指定都市や児童相談所の設置市、あと町村を除いた市区を見ると、大体、常勤、非常勤の割合は六対四ぐらいなんです。都道府県別や政令市別も見させてもらいましたけれども、やはりすごく地域差が大きいなというふうに思います。ですので、非常勤が多いところだと、やはり四割ぐらいが非常勤の方が担っている。

これから、児童虐待への対応というのは市町村が非常に大きな役割を担っていただく、児童虐待を本当にここで、市町村がしっかりとやっていただくことになるんですけれども、その職員が本当に非常勤でいいのかというのは、私はすごく問題視したいと思っております。

一昨日紹介させていただいた市は、実はちよつと虐待事案もあつたようなところなんですけれども、相談窓口の四分の三が非常勤ということでした。恐らく、このような市がほかにもあると思うんです。

児童虐待の最前線を担う人材が非常勤で、所得も低くて、まさにワーキングプアの状態になつて、身分も安定しないから勤続できない、経験の蓄積もできない、こういう状況が本当にいいのかということについて懸念をしているところでありますが、このことについて厚生労働省としてはどのように考えておられるでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

市町村における虐待対応につきましては、しっかりとした体制をつくっていただきたいというふうに考えております。

その上でございますけれども、具体的にどのような形で雇用するかにつきましては、これは各自治体の判断になりますので、各自治体において適切な対応をさせていただくべきものと考えております。

○尾辻委員 自治体任せにしないようにこれほしていた方がいいというふうに思います。そうしないと、例えば生活保護のケースワーカーさんなんかもそうですけれども、市町村は、どんどんと非常勤の職員、特に福祉職員が非常勤にかわつていってまいりますので、ここは、今後ともしっかりと追つていきたいというふうに思います。

次に、児童福祉司の配置基準と配置数の差の現状についてお伺ひをしたいと思います。

お手元に三枚配らせていただきました。三枚目をご覧いただきますんですが、平成三〇年度、二〇一八年度児童福祉司の配置基準についてというところで、児童相談所がある都道府県、政令市ごとの配置数と、どれだけマイナスになっているかということについて表になっております。

私の地元の大阪府、大阪市、これは配置基準の加配がありまして、大阪市では、私、今年度の分も聞きました。二〇一九年度の配置基準が百六十五名、四月一日時点での実配置の人数は九十二名、ただし、係員が異動した後、四月十五日で九名増員して、現在は百二十名だということでありま

大阪府の方は、ことしですけれども、表は去年です、ことし四月一日時点で配置基準は三百四十二人だと。実配置数が百九十九人で、百四十三人足りないというふうに大阪府は聞きました。

こういうふうに、地域によっては非常に配置基準の人数がふえた。しかし、この大人数をいきなり、急に採用するのはやはり難しいんじゃないか。私も大阪市の児相さんに行って話を聞かせてもらいましたけれども、やはりOJTによる指導も要りますし、研修というスキルアップもあるので、急に来てもなかなかな難しいんだということ、ここは現場からも話がありました。

いち早く増員を願う一方で、スキルを身につけてもらうにはやはり時間がかかる。ですので、少し時間がかかっても段階的にやはりふやす方がいいのではないかとというふうに私は考えます。厚生労働省としてどう考えているのか、お答えください。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

近年の増加する児童虐待に対応するためには、量と質をやはりしっかりと確保しなければならぬというのが基本的な考え方でございます。

これまで何度か御答弁申し上げておりますとおり、昨年十二月に決定した新プランにおきましては、二〇一九年度から四年間で、現在三千人の児童福祉司を二〇二二年度には五千人体制とするというプランでございます。

なかなか自治体において、御指摘のとおり、採用とかは難しいというようなお声もお聞きしておりますけれども、国としても、専門的な人材の確

保をしっかりと支援していく必要があるというふうに考えております。

自治体の採用活動を支援するための補助を行っておりますけれども、そのほかに、児童相談所における組織としての専門性の確保が重要ということとでございます。積極的に児童相談所所属経験者の再配置、児童相談所OB職員の再任用、それから個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるといった工夫につきまして自治体にも周知をいたしております。

また、日本社会福祉士会等の専門職団体にも働きかけをいたしております。こうした取組によりまして、任用要件を満たす人材の確保を図り、児相の体制強化を図ってまいりたいということとでございます。

○尾辻委員 ですから、こういうような大量採用のところはやはり段階的にせざるを得ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

今回のプランは四年間のプランということでございますけれども、やはり近年の児童虐待の対応件数の増加等を踏まえ、前倒しでの対応ということが私どもとしては必要というふうに考えております。そのための支援をしっかりと行いたいということでございます。また、専門性の向上に関しましては、今回の法案におきまして、スーパーバイザー任用要件の見直し等も行っております。

要は、若い方々がふえていきますとなかなかマ

ネジメントが難しい、そうしますと、ベテランの方々が核になって若い人たちを支援していく、そういう体制もあわせて構築していくというようなことも含めまして、しっかりと対応をしていかなければならないというふうに考えております。

○尾辻委員 現場のこともしっかりと考えていただきたいというふうに思います。大阪は特に忙しいところで、本当に新人を研修するのも難しいというところは言っておりますので、もちろんふえなければいけないんですけれども、これだけ、大阪は特に加配が多いので、やはりこういった事情があるところというのは、またそれはそれでしっかりと配慮いただいたりサポートいただきたいということをお願い申し上げます。

ちよつと質問の順番を変えまして、先にLGBTのことに、LGBTと里親、また児童養護施設、一時相談所のことについてお伺いをしていきたいと思っております。

お手元の資料の一枚目に毎日新聞の記事をお配りをさせていただきます。

そして、同性カップルが里親になれるかどうかということについては、二〇一七年の四月、実は大阪市で一例、男性二人のカップルが里親になったということで報道されております。その際、厚生労働大臣だった塩崎大臣が記者会見で、同性カップルでも男女のカップルでも、子供が安定した家庭でしっかりと育つことが大事で、それが達成されれば我々としてはありがたいと述べ、同性カップルを里親として容認、歓迎するような姿勢を示されました。

まず、根本大臣として、LGBTの当事者や同性カップルが里親となることについてどう捉えておられるのか、塩崎大臣と同じように思っておられるのかという捉え方についてお聞きをし、あわせて、この新聞記事の中にもありますとおり、LGBTの方々、私は里親の有力な担い手となる存在であるというふうに思いますが、毎日新聞の二〇一七年四月十六日の記事によると、川崎市、相模原、岡山の三市は、申請、これは多分里親の研修の申請ですね、申請があっても受理するかわからないというようなお答えになっていますし、新潟、京都、熊本、横須賀の四市は、同性であることを児童相談所がどう評価するかわからないというふうに回答しています。また、八自治体の担当者、適否を判断する審議会でマイナスに評価される可能性があるとの見解を示したと報告をされています。

里親が同性カップルなどであることで子供の福祉が損なわれることはないと考えますが、それについても大臣の御見解をお伺いし、また、現状、同性カップル、LGBTの方々への里親委託は今実際行われているのかどうかもお答えをいただきたいというふうに思います。

○根本国務大臣 委員からいろいろ御質問がありました。委員からいろいろ御質問がありましたが、個々の里親についてLGBT当事者であるかどうか、これは現時点では把握をしておりません。

基本的には、里親については、年齢やLGBTなどを含めた属性などにかかわらず、子供に良好な家庭的環境を提供できるかどうか、これが重要

だと考えています。

そして、里親登録の判断、委員御案内であります。これは都道府県が行いますが、国としては必要な研修を受講していること、経済的に困窮していないこと、禁錮以上の刑に処されていないこと、保護が必要な子供への理解や熱意、愛情があることなどを満たすべきことをお示ししております。その意味で、LGBT当事者であるかどうかにかかわらず、このような視点で判断されるべきものと考えております。

また、登録された里親に実際に子供の養育を委託するに際しても、里親がLGBT当事者であるか否かにかかわらず、子供の十分なアセスメントやマッチングなどを行って、よりよい家庭的な環境を提供できるようにすること、これが子供の福祉のために重要であると考えております。

○尾辻委員 厚労省の里親の要件には、こういうLGBTかどうかというのはないわけです。研修を受けているかどうかと先ほど大臣がおっしゃったとおりですが、この新聞記事の報道によると、申請があっても、つまり里親研修の申請があっても受理するかどうかかわからないと言っている市があつて、その入り口の段階からどうもシャッターを閉めているような、こういうことがあるわけです。私は、すごく、本当はLGBTの当事者の方々というのは非常に里親として、やはり担い手となれる方々だと思っております。

ですので、この辺、同性同士でもこのようにちゃんと里親として、里親研修を受けたり里親になれるんだというような発信とか、できれば通知な

どを出していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 先ほどもお答えいたしました。重要なことは、安定している家庭の中で子供が育成される環境を整えることであつたと考えています。

多くの方に里親の担い手となつていただけるように、引き続き、御指摘の同性同士の場合も含め、単身者や共働き世帯でも里親になれることなどについて、各自治体に通知するほか、幅広い周知啓発に取り組んでいきたいと考えています。

○尾辻委員 単身と共働きはあつたんですが、今大臣の答弁にはLGBTがなかったんですけども、それは入るんでしょうか。

○根本国務大臣 多くの方に里親の担い手となつていただけるように、御指摘の同性同士、要はLGBTを含め、単身者や共働き世帯でも里親になれることについてということで私は申し上げました。

○尾辻委員 今、欧米とかEUでは、こういう同性カップルたちが、やはりいろいろな、私もお会いしたことがありますけれども、例えば親御さんが薬物依存でお子さんを育てられない、そういうちよつと困難な事例のお子さんを里親として預かるとか養子縁組するとか、そういうことがあります。

日本で今、里親が足りないと言われる中で、本当にこの同性カップルやLGBT当事者の方々とするのは里親の重大な担い手になるという認識を持っていただきたいと思えますし、塩崎大臣が大

臣のときにお答えされた、やはり我々としてはあまりがたいんだ、そういうメッセージをしっかりと出していただきたいと思えます。

もう一度だけ大臣にお答えいただきたいと思えます。

○根本国務大臣 私は、先ほども申し上げましたが、幅広い周知啓発にこれからも取り組んでいきたいと思えます。

○尾辻委員 塩崎さんがありがたいと答えていただいているのに、大臣は周知啓発ということですから、ぜひとも周知啓発に頑張っていただきたいということをお願い申し上げたいと思えます。

さらに、一時保護所や児童養護施設におけるLGBTの児童についてお聞きしたいと思えます。

もちろん子供たちにもLGBT当事者がいるわけです。例えば、一般社団法人レインボーフォスターケアという団体が児童養護施設にアンケート調査をされました。二百二十の児童養護施設から回答があつて、四割以上にLGBTなどの性的少数者と見られる子供がいたという結果が出ております。それが、二枚目のところにつけてある新聞記事であります。

その中では、実は入所拒否事案も報告されています。ある施設で、MTFトランスジェンダー、つまり戸籍上男の子だけれども女の子として生きていくトランスジェンダーの児童を、児童相談所から依頼があつたけれども、うちでは預かれないということと断つたと回答し、この児童は、他の施設にも断られ、養育が困難とされたはずの実家に結局戻つたというようなことがあつて、実は、L

G B Tの子供たちが児童養護施設の中でさまざまに困難を抱えているんじゃないか。この調査の中でも、例えば周囲のからかいの対象になつたとか、集団入浴で裸を見られるのを嫌がつたとか、そういうような実際の話も聞こえてきております。

また、今度は一時保護の方ですけれども、一昨日の高橋委員が配付された資料にありました、厚労省の平成三十年子ども・子育て支援推進調査研究事業の一時保護の第三者評価に関する研究報告書でも、回答された百五の一時保護所のうち、「LGBT等配慮が必要な子どもへの対応」への回答として、「受入れることは難しい」という割合が最も高く二九・五%、次いで、「受入れた経験があり、対応を行った」が二七・六%という結果が出ています。

一時保護ができないとか、児童養護施設に入所できない、では、この子供たちはどこに行けばいいのか。しっかりと受け入れるための取組を進めていく必要があると思えますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 今議員御指摘の調査結果、今議員から御紹介いただきましたが、平成三十年度に実施した一時保護の第三者評価に関する研究報告書に掲載されていると認識しております。

この調査研究では、あわせて、一時保護所における第三者評価の手引き、これも作成しております。この評価指標においても、性的アイデンティティーへの配慮などが評価項目として設けられております。

また、特別な配慮が必要とされる子供たちを適

切な環境で一時保護を行うことができるよう、今年度予算においては、一時保護所の施設整備において個室整備をする場合の加算を拡充いたしました。

さらに、三月の関係閣僚会議で決定した児童虐待防止対策の抜本的強化においては、「一時保護所の環境改善、体制強化などに向けて、「一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。」「一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。」こととしております。

○尾辻委員 その配慮のところには性的マイノリティーの児童も入ることですよろしいでしょうか。

○根本国務大臣 先ほど申し上げましたが、その評価指標の中で、性的アイデンティティーへの配慮などが評価項目として設けられております。

○尾辻委員 一つ、やっけていくんだという話なんですけれども、やはり研修なども大事だと思えますね。

そして、厚労省が実は一回、事務連絡を發出されていまして、「児童養護施設等におけるいわゆる「性的マイノリティー」の子どもに対するきめ細かな対応の実施等について」というのを私もきいた。実は、中身はほとんど書いていないというか、文科省の取組を参考にしてねという、LGBT児童生徒に対する文科省の配慮を参考にしてねとし

か書いていないんです。これではちよつと、余りにやはりお粗末ではないか。

今回、調査をされましたし、指標もつくられる。民間団体の調査もあるわけですから、しっかりと一時保護所、児童養護施設で受け入れるための対応について中身を書いてもう一回事務連絡をするべきだと思いますが、これはいかがでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

今度、評価指標もできましたので、御意見、委員の御指摘も踏まえ、どのような対応が可能か検討させていただきます。

○尾辻委員 一時保護所、児童養護施設、なかなか今、現状では難しいところもある、そこは進めていくということなんですが、だからこそこそ、やはり里親も必要なんです。これが最初の質問のところに戻ってくるわけですが、でも、当事者の里親がいれば、もちろん当事者でなくてもいいですけれども、理解があるわけですよ。それはやはり、理解やサポートがうまくいく場合もあると思うんです。それとか、やはり虐待を受けた子供たちの中には、例えば男性が怖い、男性と一緒にしんどいんだという子もやはりいるわけです。そうすると、女性同士の里親の方がその子供にとってはいい環境になったりもするわけです。ここは、里親の話、児童養護施設、一時保護所のLGBTの子供たちへの対応とつながってくると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参りたいと思います。あと五分なので、少しちよつと順番を変えます。

お聞きしておきたいことということで、ちよつとDVのことについてお聞きしておきたいと思えます。

DVの相談対応をする婦人相談員の身分ですね。先ほどは児童虐待の相談の方々の常勤、非常勤の話をお聞きしました。現在のDV相談を受ける婦人相談員の常勤、非常勤の現状、また勤続年数はどうなっていますでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

婦人相談員につきましては、売春防止法におきまして、都道府県は配置が義務、市区は任意となっております。

配置状況につきましては、平成二十九年四月一日現在で、都道府県に四百六十六人、市区に九百八十一人、千四百四十七人でございます。

まず、この千四百四十七人のうち、常勤、非常勤の別でございますけれども、常勤が二百九十五人、非常勤が千百五十二人でございます。七九・六％が非常勤、常勤は二〇・四％でございます。また、この四月一日現在における婦人相談員の在職年数でございますけれども、まず都道府県でございますが、三年未満が四八・九％、三年以上五年未満が一六・五％、五年以上十年未満が一六・五％、十年以上十五年未満が一・二％、十五年以上二十年未満が五・〇％、二十年以上が一・九％ということでございます。比較的短い傾向だと思えます。

また、市区におきましても同様の傾向でございます。まして、三年未満が四七・〇％、三年以上五年未満が二三・七％、五年以上十年未満が二〇・八％、

十年以上十五年未満が六・一％、十五年以上二十年未満が一・七％、二十年以上が〇・七％でございます。

○尾辻委員 やはり八割の方が非常勤で、三年たらない人が約五割ということなんです。これから児童虐待のこと、やはり後ろには暴力、DVなども一緒に絡んでいる話が多くなる中で、その対応をする婦人相談員の身分がこれで本当にいいのだろうか。そして、今後は会計年度任用職員にもなっていくわけですよ。そうすると、また雇いどめの話なんかも出てくるわけです。

処遇改善、そして雇いどめにならないような通知、こういうことが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

DV被害など、女性を取り巻くさまざまな問題は、年々増加するとともに深刻化しております。婦人相談員につきましては、高い専門性と切れ目のない継続的な相談支援を行うことが求められていると考えております。

こうした実態を踏まえまして、厚生労働省といたしましては、ことし三月一日の全国会議におきまして、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇や配置の拡充について適切に検討していただくようお願いいたしますとともに、能力のある婦人相談員が理由なく雇いどめされることのないように、継続的に雇用配慮するよう地方団体をお願いしております。

さらに、婦人相談員の任用につきましては、任

期の定めのない常勤職員、あるいは非常勤職員、それから会計年度任用職員等のうちいずれが適当かにつきましては、職務内容、勤務形態等に応じまして、基本的には各地方公共団体におきまして適切に判断されるべきものと考えておりますけれども、厚生労働省といたしましては、引き続き適切な任用をさせていただきようお願いしてまいりたいと考えております。

○尾辻委員 ちゃんと把握もしていただきたいと思えます。

やはり婦人相談員の方々の身分やまた給与とかがしつかり安定しないと相談業務はできませんので、ここをしつかりお願いしておきたいと思えます。

最後の一間に行きます。児童養護施設の小規模化の話を一点だけさせていただきます。

児童養護施設の小規模化ということで、地域のファミリーソーシャルワーク拠点を指す、この方向性は私も賛成であります。

ただ、じゃ、現場からどうという声が聞こえてくるのかというと、定員が四十人を割ると栄養士がいなくなる、二十九人で家庭支援専門相談員がいなくなる、十五人で看護師がいなくなると、十人を割ると心理職がいなくなるということで、専門職によるファミリーソーシャルワークを担う人材がどんどんいなくなっていくという、全く逆のことが起こっているということをお知らせできます。できれば、やはり専門職配置に係る人数要件を廃止していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

児童養護施設におきまして小規模かつ地域分散化を進めるに当たりまして、施設全体の定員規模を維持しつつ、生活単位を小規模かつ地域分散化する場合におきましては、専門職の人数要件は、施設全体の人数を用いて加算認定を行いますので、現在と状況は変わらないわけでございます。

一方でございますけれども、里親委託の推進等に伴いまして施設全体の定員規模が縮小される場合には、加算対象となる児童等の減少によりまして専門職の配置が困難となる場合も想定されま

す。そういう意味では、専門職の人数要件については今後検討すべき課題と考えておりまして、今後の施設の役割、あり方を考えながら、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

○尾辻委員 しつかりと検討していただきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。